



令和2年12月8日
奈良市子ども政策課

平素は奈良市の教育・保育行政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。令和2年11月19日（木）に開催いたしました説明会の概要及び説明会で出た質疑応答について、以下のとおりまとめましたので配布いたします。これからも定期的に説明会やお知らせを通して、今後の取組内容をお伝えさせていただきたいと考えておりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

1 当日の説明内容について

（1）市立幼保施設が抱える課題について

- 市立幼保施設においては、幼稚園では園児数の減少、保育園では待機児童が課題となっています。また、施設の老朽化や人材・財源不足等によりサービスアップが困難など、施設や運営について課題を抱えています。そこで、本市では市立幼保施設の再編（統廃合や民間移管）を計画的に進めることにより、様々な教育・保育ニーズに応えることができるよう取組を進めています。

（2）大宮幼稚園の方向性（案）について

- 大宮幼稚園については令和5年4月に公私連携幼保連携型認定こども園として民間移管することを検討しています。
- 移管にあたっては、「公私連携」という法で定められた制度に基づき、移管先法人と市が協定を締結することにより、奈良市立こども園カリキュラムによる教育・保育を引き続き実施していくなど、現在の園運営内容等の引継ぎを行うことを検討しています。

（3）今後のスケジュール（案）について

- 今後の予定については、令和2年度中に再編実施方針を決定し、募集要項作成のための保護者アンケートを実施し、要項の素案を作成していきたいと考えています。
- 令和3年度には奈良市幼保施設運営事業者選定委員会において募集要項を確定し、移管先法人の公募・選定を予定しております。
- 令和4年度には移管先法人と市で1年間の引継ぎを行い、移管前の3か月は法人職員と市職員による共同保育の実施を予定しております。
- 令和5年度には移管先法人が運営する公私連携幼保連携型認定こども園への移行を予定しており、その際には移管後も協定に基づき市による巡回訪問や指導・監査を行うことと予定しております。

2 説明会でいただいたご意見・ご質問等に関する考え方

- 大宮幼稚園を民間移管し公私連携幼保連携型認定こども園に移行した場合には、施設形態の移行に伴い、幼稚園教諭ではなく保育士が中心となって保育教育を提供していくこととなるのでしょうか。

認定こども園に勤務する職員（保育教諭など）については、原則として幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、保育士として登録を受けた者でなければならないと法律に規定されています。市立園職員についても基本的に幼稚園教諭及び保育士の免許や資格を有する職員であり、民間移管の際には移管先法人にも同等の水準を求めていく予定です。

- 2 令和5年4月から公私連携幼保連携型認定こども園に移行した後は、3～5歳児については、1号認定（幼稚園的な利用）と2号認定（保育園的な利用）それぞれに定員の設定をされるのでしょうか。

公私連携幼保連携型認定こども園への移行後は1号認定・2号認定それぞれに定員を設定しますが、支給認定ごとの定員内訳については現在検討中であり、当園と周辺地域との関わり方など様々な事情を総合的に判断したうえで今後決定していきたいと考えています。

- 3 済美幼稚園や大安寺幼稚園など、大宮幼稚園よりも過小規模化が進んでいる幼稚園については、今後の方向性が決まっているのでしょうか。

市立幼保施設の再編実施方針については、現時点で令和2年1月公表分以降については未定です。しかしながら、本市としては令和2年5月1日時点で2/3以上の市立幼稚園が在園児数30人以下という状況であり、引き続き過小規模化の対策を進めていく必要があると考えています。

- 4 施設整備を行う可能性があるということについて、建て替えを行う場合などには在園児に影響が出るのでしょうか。

これまでの取組では、市立幼稚園・保育園が認定こども園に移行する過程で施設整備を行ってきました。園舎の建替えを実施した際には、施設整備に伴う園庭や園舎の一時的な利用制限などを行いましたが、園舎の建替えを伴わない既存園舎の改修や増築工事については夏休み期間を利用して完了するものが大部分を占めていました。移管先法人を選定する際には、過渡期の子どもの負担軽減に関することについても審査をしていくことになると考えています。

- 5 奈良市には病児保育を提供している施設が少ないと感じます。移管後に看護師を常駐させる予定があるなら、定員は小規模でも良いので病児保育を提供できるような施設としていただきたいです。

病児保育の実施にあたっては医療機関との連携などの関係から、現在想定している法人募集の条件とすることは難しいと考えています。

- 6 認定こども園の特徴の1つとして、保護者の就労状況等に合わせて1号認定（幼稚園的な利用）・2号認定（保育園的な利用）を切り替えることにより、就労状況に左右されずに在園を継続することが可能とのことですが、幼稚園的な利用から保育園的な利用に切り替える際にも同様ですか。

認定こども園については、保護者の就労状況が変化しても通い入れた園を継続利用できる点が1つのメリットであり、本市における支給認定の切り替えは可能な限り柔軟に行えるような取り扱いとしています。

7 市立こども園（幼保連携型認定こども園）と公私連携幼保連携型認定こども園の違いを教えてください。

市立こども園は奈良市が運営をしていますが、公私連携幼保連携型認定こども園については社会福祉法人・学校法人といった非営利法人により運営されることとなり、運営主体が異なります。しかし、公私連携とは法律に定められた制度であり、移管後にも市立大宮幼稚園がこれまで行ってきた教育・保育内容や、地域・保護者との関わり方などを引継ぎ、公立園としての役割を一定担っていくこととされています。なお、このことについては市と法人が締結する協定に基づいた運営が行われているか市町村が指導監督の権限を有することにより担保されています。

8 令和4年度の4歳児は、4歳の1年間を市立幼稚園、5歳の1年間を公私連携幼保連携型認定こども園の在園児として過ごすことになるのでしょうか。また、移管の際に先生は全て入れ替わってしまうのでしょうか。民間移管により先生が移管先法人の職員に変わってしまうと、子どもが悲しむのではないかと感じます。

現在においてお示しする案では令和5年度に民間移管を目指すことを検討しており、その場合においては令和4年4月の4歳児は4歳の1年間を大宮幼稚園、5歳の1年間を公私連携幼保連携型認定こども園の在園児として過ごすこととなります。また、移管後には法人職員が大宮幼稚園で勤務することになりますが、子ども達への負担をできる限り軽減できるように、移管前には1年かけて引継・共同保育を予定しています。なお、非正規職員については、条件が合えば移管先法人の職員として大宮幼稚園で引き続き勤務していただく想定をしています。

9 民間移管後に保護者負担が増加する可能性はありますか。

移管後の園運営については、法人より提案いただくことになるため、市立園と比べて保護者負担が変更となる可能性があります。ただし、このことについては、保護者・移管先法人・奈良市の三者で構成する三者協議会において合意形成を図ることとしていますので、法人が独断で保護者負担の内容や金額を決めることはできない仕組みとなっています。

10 移管後の園運営内容は、法人が現在運営している他の幼保施設に準じた内容になるのでしょうか。

公私連携施設として民間移管を行いますので、移管先法人と奈良市で締結する協定にこれまで大宮幼稚園が実施してきた教育・保育内容等を基本とした運営を定めることから、法人が独自に運営内容を決めることはできません。

大宮幼稚園の民間移管に関する問い合わせ先

[担当課] 奈良市 子ども政策課 (市役所中央棟3階) (担当) 山本・西尾

[TEL] 0742-34-4792 [FAX] 0742-34-4798

[MAIL] kodomoseisaku@city.nara.lg.jp

[市立幼保施設の再編に関する市のホームページ]

<https://www.city.nara.lg.jp/site/youho-saihen/>

